

TOPICS

奈良県が優遇税制などで、企業、宿泊施設を誘致

奈良県は、4年後の西暦2010年に平城遷都1300年という大きな節目を迎える。これに向けて、県では、今後、県産業に新たな活力と雇用を生み出す「企業立地の促進」と「宿泊観光の推進」を積極的に展開していく。他府県に比べ弱いとされてきた分野を県が重点的にサポートしていくことになった。

県は昨年11月に、県内の企業立地を促進する「企業立地促進プロジェクト」と県内宿泊施設の質・量ともの充実をめざす「“泊まる奈良”推進事業」を発表した。来年度からの優遇税制の導入などを柱に、今後、企業立地の促進や宿泊観光の推進を図る事業を推進する。以下にその概要を紹介する。

I. 企業立地促進プロジェクト

目標値：5年間で100社立地

【具体的な取り組み】

1. 「企業立地促進のための優遇税制の導入」

企業立地を促進するため、立地企業に係る事業税及び不動産取得税の軽減を行う優遇税制（最大で4億円の減税）を導入する。

県税特例に関する条例の概要（生産施設又は研究施設）

対象者：適用期間内に製造業の工場又は研究所を設置した法人

適用期間：平成18年4月1日
～平成23年3月31日

◆事業税の軽減

要件：建築面積3,000㎡以上、当該法人の県内事業所等において新規雇用（県民に限る）10人以上等

軽減措置：所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減（年間1億円以内）

◆不動産取得税の軽減

要件：事業税の要件を満たす工場・研究所又は減価償却資産取得額2億円以上などの要件を満たす研究所

軽減措置：生産施設等及びその敷地部分を通常の3/4に軽減（年間1億円以内）

2. 「ワンストップサービス」による短期で簡素な許認可手続き

新産業創造課を企業の新規立地、事業拡張に係る各種相談窓口とし、産業用地情報の提供、相談に対する助言等を実施するとともに、企業の操業開始時期などを考慮し、許認可事務のスピードアップを図る。

3. 関西文化学術研究都市等との連携による「立地企業に対する技術的連携体制の構築」

企業の新技術・新素材の開発にかかるニーズに対応するため、学研都市知的クラスター推進本部、奈良工業高等専門学校、奈良県工業技術センターなどと企業との技術的連携体制（共同研究・共同開発など）を構築する。

4. 企業の多様な用地のニーズに応える「産業用地情報の整備・充実」

企業、市町村、金融機関等が保有する未利用地を産業用地情報として整備・充実させ、企業訪問、ワンストップサービス実施時などに情報提供する。

5. 企業立地を促進するための「規制緩和の推進」

市街化調整区域における開発許可の立地基準の規制緩和の活用促進等、規制緩和を推進する。

6. より実効性の高い企業立地促進策を進めるための「市町村等との連携強化」

上記、1から5の取り組みを、より実効性の高いものへと充実強化させていくため、市町村をはじめ金融機関等様々な機関との連携を強化する。

II. 「泊まる奈良」推進事業」

目標値：5年後の年間宿泊者数 500 万人

【事業の目的】

1. 宿泊施設数・客室数の増加を目指す
→客室数 500 室増加
2. 稼働率の上昇を目指す
→稼働率 1.5 倍
3. 多様な宿泊形態の創出を目指す
民宿・ペンション・宿坊
+ 町家民宿・農家民宿・貸家・廃校舎
4. 来訪者の滞在時間を延ばし、また、リピーターを育てる
「見る」だけの観光地
→「五感」で楽しむ観光スタイル

【具体的な取り組み】

1. 宿泊施設の客室数の増加を促す「優遇税制の導入」（最大で 4 億円の減税）
宿泊施設を新設又は増設した企業・個人に対し、不動産取得税及び事業税の軽減措置を行い客室数の増加を促進する。

県税特例に関する条例の概要（宿泊施設）

対象者：適用期間内に、旅館業の用に供する宿泊施設を設置した者

適用期間：平成 18 年 4 月 1 日
～平成 23 年 3 月 31 日

◆事業税の軽減

要件：以下の要件を満たす宿泊施設を事業の用に供した者

- ア. 客室数 30 室以上、又は収容人員 100 人以上
- イ. 当該宿泊施設の県内事業所において、県民の新規雇用 5 人以上、かつ増加する県内の総従業者数が 5 人以上
- ウ. 当該宿泊施設を旅館業以外の用途に変更しないこと

軽減措置：所得金額部分を 3 年間、通常の 3/4 に軽減（年間 1 億円以内）

◆不動産取得税の軽減

要件：事業税軽減の要件のア. 及び 3 年間旅館業以外の用途に変更しないこと

軽減措置：生産施設等及びその敷地部分を通常の 3/4 に軽減（年間 1 億円以内）

2. 既存の宿泊施設のリニューアルを促す「低利融資制度の創設」

既存の宿泊施設を対象に、消費者ニーズの高い各室バス・トイレ設置のための、低利融資制度を創設し、修学旅行生用旅館等の室の向上を目指す。

3. 町家民宿、農家民宿など、小規模ながら多様な宿泊形態の創出を促す「低利融資制度の創設」

町家民宿、農家民宿など、小規模の宿泊施設を開業しようとする者を対象に、開業に必要な資金の低利融資制度を創設し、地域にふさわしい新規宿泊施設の創業を促進する。

4. 来訪者の滞在時間を延ばし、また、リピーターを育てる効果がある地域の魅力創出モデル事業に対する「支援制度の創設」

地域の魅力を創出・演出する先進的なモデル事業に対する支援制度を創設。来訪者の滞在時間を延ばし、将来的な長期滞在化・周遊化を促進する。

5. 宿泊施設の新規展開を促す「土地利用の規制緩和」

宿泊施設等の立地促進を図るため、都市計画や開発許可制度等の運用について検討を行い、県土の有効利用を促進する。

なお、優遇税制（県税の特例）をはじめ新事業の詳細については、下記まで直接お問い合わせ下さい。

「企業立地の促進」

奈良県商工労働部新産業創造課
TEL 0742-27-8813（産業集積グループ）

「宿泊観光の推進」

奈良県企画部観光交流局観光課
TEL 0742-27-8479（観光企画グループ）